自由民主党千葉県第８選挙区支部発行　〒277-0814　柏市正連寺 373-1　TEL04-7132-0881　平成 29 年 6 月 1 日発行

絆

第 207号

自由民主党

衆議院議員

桜田よしたか

日本！この国を強い国に！
～国・地域・家族を守る～

安倍晋三総理大臣に提言！！

☆自民党教育再生実行本部として取りまとめた提言を総理に手交

2012 年 9 月、当時野党であった自民党新総裁に安倍晋三衆議院議員が選出されました。新総裁に選出された直後の 10 月に、安倍総裁が真っ先に自民党内に新設した「総裁直轄機関」が、自民党教育再生実行本部です。「総裁直轄」ということは、自民党の他の機関とは異なり総裁の強い思い入れのあるテーマについて幅広く検討し、その成果を直接に総裁に報告することができます。今回も「教師の長時間勤務の是正に向けた緊急提言」「幼児教育の無償化などを確実に実現するための教育財源確保」「成長戦略のための人材教育」「学校・家庭・地域の連携による教育」を取りまとめました。

５月 22 日（月）総理大臣官邸にて。自民党教育再生実行本部長として、安倍総理大臣に対して第八次提言を手交してまいりました。各テーマ毎に自民党所属国会議員が徹底的に調査研究を行い、テーマ別会議での徹底した議論を今年の初めから毎週毎週繰り返し完成した成果物が今回の提言です。政府でも検討対象となる重要な提言です。

☆記者会見も行いました！

自民党本部４階は、マスコミ各社のデスクが並んでおり、さながら新聞社か TV 局の一角のような雰囲気となっております。皆様がよく新聞や TV で目にする自民党幹部などの記者会見の模様は、おもにこの自民党４階の記者会見場で開催されております。今回、私も総裁への申し入れについての内容を各マスコミに公表いたしました。

☆八千代市長に「服部友則」さん当選！

選挙期間中、八千代市内各所を回り服部友則さんを応援です。八千代市政改革への高い期待を感じました。

私も、今年３月で自民党千葉県連会長５期目となり、県内各所での選挙にも積極的に応援をさせていただいております。今回も、八千代市の「服部友則」候補の応援に八千代市にお伺いしてまいりました。皆様からの温かい激励の結果５月 21 日（日）の選挙当日には現職市長を破って八千代市長に初当選を果たすことができました。

「服部友則」さんは、持前の行動力と誠実な人柄で地元の人々からも厚い信頼を得ております。今回の市長選挙では、未来の八千代市をどうするのか、停滞した市政改革はだれが行うのかがまさに争点となりました。やはり「信頼と実績豊富な安定感のあるリーダー」を、市民の方も選ばれたのでしょう。市長となりこれからが勝負です。自民党千葉県連も、服部さんや自民党八千代支部とともに、八千代市がますます元気になり、その結果千葉県もさらに活力があふれる素晴らしい県になること力強く応援してまいりたいと存じます。

☆積極的な憲法論議を教育の観点からすすめよう！

戦後 72 年、また現在の**日本国憲法施行から 70 年**が経過しました。70 年前の廃墟からは想像もできない発展を遂げたわが国は、日本国憲法が施行された当初には想像もしていなかった国内外の環境変化に直面しております。

核実験や各種ミサイル実験を繰り返し、拉致被害者を一向に返そうとしない北朝鮮、南沙諸島や尖閣諸島付近で国際法を無視した行為をくりかえす中国、冷戦終結後内向き志向を加速させる米国など日本を取り巻く環境は、重要な同盟国も含めて変化をしてきております。

また国内でも、戦後すぐでは、高校進学率も昭和 25 年には 42%であったものが、いまや高校進学率は 99%、大学短大への進学率についても戦後直後は 10%未満程度であったものが、いまでは 56．8%（平成 27 年）と大幅に上昇をしております。**私が本部長を務める自民党教育再生実行本部**でも、教育の在り方について継続して議論を重ねております。今月 3 日に安倍総理大臣が憲法改正項目の中に**「教育無償化」**を明言したことから、**「憲法と教育」**についてここで一気に感心が高まってきました。基礎教育をだれしもが安心して受けさせること、真に意思と能力のある人物にふさわしい人物に高等教育の機会を与えること。教育の観点からも、いまの日本国憲法のありかたを考えてませんか?

5 月 3 日、東京の四谷市民会館にて開催された憲法改正国民会議にて、仲間の国会議員とともに憲法改正の必要性を訴えてまいりました。

☆テロ等準備罪の必要性について

巷間、新聞 TV などで大きく報道されている「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」、いわゆる「テロ等準備罪」について、今回その必要性を解説いたします。一部野党やマスコミの報道により、「この法律が施行させたら暗黒社会がくる」とか「上司の悪口をいっただけで逮捕される」とか「キノコ狩りに行ったら逮捕」など、正確性に欠ける論調がなされていることは極めて残念です。今回のこの法律は、昨今の国際テロに対抗するために欠くべからざる法律です。今回の法律について簡単に解説をしてみたいと思います。この法律によって裁かれるためには、簡単に次の 3 つの要件が必要となってきます。

①組織的犯罪集団のメンバーであるか？

この組織的犯罪集団とは、たとえば ISIS のようなテロ組織、暴力団、麻薬組織など犯罪を行う犯罪組織のメンバーのみがこの法律の処罰の対象になります。普通に生活している一般人にとって、こうした組織とは無関係であることから、この法律の対象は、ごく一部の悪人だけになります。

②犯罪への合意

犯罪組織に属する 2 人以上のメンバーが「犯罪の計画」をすることも重要な要件です。

犯罪組織に属さない、ごくごく一般の人たちがテロの計画などを立てることは、万が一にもあり得ないことでしょう。しかし世の中の悪党を退治するには、これも重要な要件です。

③実行準備行為

犯罪組織に属するものが、犯罪の計画を立てて、実際に犯罪のための「準備」をすることが今回の「テロ等準備罪」で求められております。テロリストがテロを実行するために資金を集めたり、下見をすることなどがこれにあたります。この要件も、普通の一般人では、まずありあえない想定であります。

☆犯罪を憎み、人を憎まず

昨今国際テロは、中東からアジア、アフリカ、欧州にロシアなど世界各国に広がりを見せております。昨年の伊勢志摩サミットの議長国であった日本も、国際テロに対しては世界各国と協調して取り組みをしなければなりません。しかし、これまでいわゆる「テロ等準備罪」が存在していなかったために、国際組織犯罪防止条約 TOC（Transnational Organization Crime）条約を締結することができておりません。なぜならば、我が国において，国際組織犯罪防止条約を締結することにつき，2003 年 5 月に既に国会の承認が得られましたが，条約を実施するための国内法が国会で未成立のため，この条約を締結することができないためです。我が国以外の全ての G7 諸国を含め 187 か国もの国・地域（2017 年 4 月 1 日現在）がこの条約を締結済みです。

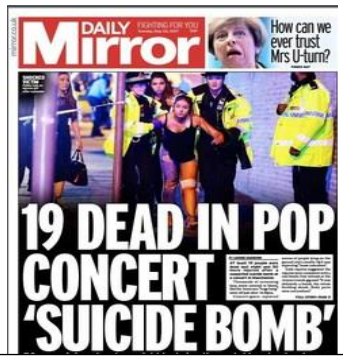

我が国がこの条約を締結することにより，深刻化する国際的な組織犯罪に対する国際的な取組の強化に寄与することができると考えています。国際社会からの要請も踏まえ，早期にこの条約を締結することが，我が国の責務です

パリでもイギリスでも、一般人を狙ったテロが発生。2020 年東京大会を控えた日本も待ったなしの対応が必要です。

党員募集のお知らせ

【入党手続き】 桜田事務所までご連絡ください

【自民党員になると】2年間継続した党員は、自民党総裁選挙の有権者となります。また桜田義孝事務所より活動報告や行事案内をお送り致します。【党員種類】 一般党員　年間 4,000 円　　家族党員　年間 2,000 円

桜田義孝柏事務所
〒277-0814　柏市正連寺 373－3　TEL:04-7132-0881　FAX:04-7132-6456
桜田義孝国会事務所
〒100-8982　東京都千代田区永田町 2-1-2　衆議院第二議員会館 1117 号室
TEL：03-3508-7381　FAX：03-3508-3501
ホームページ　http://www.sakurada-yoshitaka.com/
メールアドレス　web@sakurada-yoshitaka.com
Twitter（ツイッター）　http://twitter.com/ysakurada
☆メールアドレス登録で、櫻田からの耳より情報を配信いたします！上記アドレスまでご連絡ください！